

農業委員会名簿

出席席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 事（事務担当）	山 口 遼
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

議事録

発言者	内 容
	1. 開催日時 令和8年2月20日(金)
	午前8時55分から午前9時18分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室
	3. 出席委員(15人) 別紙のとおり
	4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第 45号 農地法第3条の規定による許可申請
日程第 3 議案第 46号 農地法第5条の規定による許可申請	
日程第 4 議案第 47号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定	
による当委員会への意見聴取について(一括方式)	
日程第 5 議案第 48号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項	
の規定による当委員会への意見聴取について(権利移転)	
日程第 6 専決報告	
1. 農地法第3条の3の規定による届出	
2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	
3. 現況証明願	
日程第 7 報 告	
1. 農地法第18条第6項の規定による通知	
6. 農業委員会事務局職員 (4人) 別紙のとおり	
7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主事 山口 遼 植松 佑太	
である。	
8. 会議の概要	
開会(午前8時55分)	
事務局長	定刻となりましたので、只今より、令和8年2月定例農業委員会を始めさせて
	いただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長
さんをお願いします。	
会長さん宜しくをお願いします。	
会長	《会長あいさつ》

	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より2月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》 それでは、 議席番号 7 番 加藤 丈晴(カトウ タケハル)委員 議席番号 9 番 鈴木 裕美 (スズキ ユミ) 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <p>議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・7件 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・2件 議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・25件 議案第48号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・4件 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・9件 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・4件 3. 現況証明願・・・・・・・・・・1件 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・3件</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請7件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から7番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第45号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは、議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請1番から7番に</p>

	<p>ついて賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会長	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p>
会長	<p>続きまして、議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。</p>
会長	<p>まず、議案番号1番の審議をおこないます。議案番号1番については関係委員が総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当しますので退席をお願いいたします。議事の進行を職務代理者をお願いいたします。</p> <p>《関係委員 退席》</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)太陽光の申請です。計画では152枚のパネル(発電出力:98.80kw)を設置し、総事業費は約1,440万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
副会長 (職務代理)	<p>只今、事務局より議案番号1番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
副会長 (職務代理)	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請1番について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
副会長 (職務代理)	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>それでは、関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》</p>
会長	<p>続きまして、議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請2番について</p>

事務局	<p>審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》（2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は小茂井町で平成13年に法人化し、コンテナの製造販売・修理を中心に営業しています。一枚の板材を加工して形成する特殊な方法でコンテナの製造を行っております。現在、第一工場で板材の板加工(切断・曲げ)を行い、第二工場で組み立て・塗装を行っていますが、工程が工場ごとで分かれているため、道路を利用し板材を運んでいる状態です。当該道路は通学路になっていることもあり、利用時間には十分気を付けておりますが、製造量増加に伴い、安全面の理由からも改善したいと考えていました。</p> <p>今般の申請にて申請地を借り受け、作業場及び駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号2番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
加賀委員	<p>駐車場の埋め立てはありますか。</p>
事務局	<p>舗装の予定はなく、全面砂利敷きの計画です。</p>
会長	<p>そのほか宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請2番について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取(一括方式)について25件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（1番から25番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）申請番号1番から25番、全体筆数は73筆、面積は80332㎡です。</p>

	<p>愛知県農業振興基金が転貸人となっており、耕作人として、20名の方々が借り受けております。内容につきまして、作物は水稻、レンコン、蔬菜です。</p> <p>愛知県の認可・公告予定年月日は3月末ごろの予定で、契約開始年月日は令和8年4月1日となっております。権利の内容は賃貸借権、使用貸借権でございます。この事案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第47号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p>
会長	<p>それでは議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式） 25件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第48号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転）について 4件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（1番から4番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明）以上、4件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第48号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p>
会長	<p>それでは議案第48号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転） 4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p>

会長	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から9番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、9件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、4件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p>
会長	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、3件4筆の合意解約を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p>

これをもちまして、2月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時18分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和8年2月20日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号7番委員 加 藤 丈 晴

議事録署名者
議席番号9番委員 鈴 木 裕 美